## 固定資産価格通知書の無料交付の廃止に関するお知らせ

名古屋法務局新城支局と当支局管内の市町村(新城市、北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村の1市2町1村。以下、これらを総称して「管内市町村」という。)との間において、電子データによる地方税法第422条の3の規定に基づく通知を開始したことに伴い、不動産(土地・建物)の所有権移転登記等の申請で利用されている管内市町村による固定資産価格通知書の無料交付が、令和7年10月27日(ただし、新城市については令和7年11月28日予定)をもって廃止されましたのでお知らせします。

所有権移転登記等の申請に係る登録免許税の課税価格(不動産の評価額)については、管内市町村が発行する有料の固定資産評価証明書や土地家屋名寄帳の写しのほか、納税通知書に添付されている固定資産税課税明細書でも確認することができます。

なお、非課税物件(未評価の土地)、賦課期日(1月1日)以降、地目に変更があった場合等については、名古屋法務局新城支局(電話0536-22-0437)において、近傍土地の評価情報を提供しますので、お申し出ください。

令和7年10月27日

名古屋法務局新城支局